



障害年金のポイント3つ

3つのポイントの判断は、初診日を起点に書類で審査されます。
(障害年金の請求手続きや相談は、日本年金機構の年金事務所等で受け付けています)

※実際の障害年金はさまざまなケースがあるので、個別に相談してください。

- POINT 1** 初診日に加入していた年金制度で、受けられる障害年金の種類が決まります。
- POINT 2** 初診日から1年6カ月経過した日、またはそれまでに治癒した日(障害認定日)の障害の程度によって、受けられる障害年金の等級が決まります。
- POINT 3** 初診日の前日時点の保険料の納付状況(納付・免除・猶予期間)が一定期間以上あることが必要です。

【保険料の納付要件】

保険料の納付状況の判断は「初診日の前日」の時点で、下記の①または②を満たすこと。
保険料の未納期間があったり、納付や免除・納付猶予の手続きが遅れると、障害年金を受けられないことがあります。

- ① 初診月の前々月までの直近1年間が「国民年金・厚生年金保険の保険料納付済み・免除・納付猶予期間」であること。
- ② 初診月の前々月までの「国民年金・厚生年金保険の保険料納付済み・免除・納付猶予期間」の合計が、それまでの被保険者期間の2/3以上あること

【障害の程度と障害年金の種類】 ※要件に該当すると子や配偶者の加算あり

等級は障害年金の程度を表し、1級が一番重い

初診日が国民年金加入中の場合		初診日が厚生年金加入中の場合		
1級	2級	1級	2級	3級
障害基礎年金	障害基礎年金	障害厚生年金	障害厚生年金	障害厚生年金
		障害基礎年金	障害基礎年金	
		※軽度の場合、障害手当金(一時金)		

【初診日の加入制度と障害年金の種類の関係】

- Aのケース → 保険料納付要件を満たし、初診日が国民年金加入中なので、**障害基礎年金**
- Bのケース → 保険料納付要件を満たし、初診日が厚生年金加入中(同時に国民年金加入中)なので、**障害基礎年金 + 障害厚生年金** ※障害の程度が軽い場合は3級の障害厚生年金のみ
- CとDのケース → 上記の保険料納付要件①と②いずれも満たしていないので不支給

20歳	現在、障害年金請求	国民年金(納付済み)	厚生年金	国民年金(全期間未納)	厚生年金	障害年金の種類
Aケース	初診日	→	→			障害基礎年金
Bケース	初診日	→	→			障害基礎年金 + 障害厚生年金 (または障害厚生年金のみ)
Cケース	初診日			→		不支給
Dケース	初診日				→	不支給

障害年金が2階建てになるとき

障害年金が障害基礎年金と障害厚生年金の2階建てで支給されるのは、厚生年金保険の加入中に、障害の原因となった傷病の初診日がある場合です。



相談者
浩二(30歳)
会社員

浩二 知り合いが私と同じ病気で障害年金をもらい始めました。2階建ての年金と言っていましたか、どういことですか？

横山 障害基礎年金と障害厚生年金をもらっているのでしょうか。障害年金の等級のうち1級と2級は、2階建てになっています。

浩二 私の障害年金は2級ですが、障害基礎年金しかもらっていません。以前は厚生年金に加入していたので、私の年金も2階建てになりますか？

横山 障害年金を受けるきっかけになった病気で初めて病院へ行ったのはいつですか？

浩二 以前に勤めていた会社を辞めてしばらくしてからです。

横山 そうすると、初診日は、厚生年金加入中ではなく、国民年金加入中ということですね。

浩二 はい、在職中ではありませんでした。

横山 障害年金が2階建てになるのは、厚生年金加入中に初診日がある場合です。

浩二 退職前は厚生年金に加入して厚生年金保険料が給与から天引

きされてしまったよ。その分は障害年金に反映されないのですか？

横山 厚生年金加入分は将来の老齢厚生年金の年金額に反映され、65歳以降は、障害基礎年金または老齢基礎年金のどちらかと組み合わせてもらうことができます。

浩二 払った厚生年金保険料は老齢年金としてもらえるのですか、安心しました。それにしても障害年金は初診日が大事なのです。

横山 初診日はもらえる障害年金の種類にかかわるだけでなく、保険料の納付状況を確認する起点でもあるので、とても重要です。

横山玲子(よこやまれいこ)
社会保険労務士

横山玲子社会保険労務士事務所代表。
ホームページ <https://www.r-yokoyama-office.jp/>
Twitterアカウント @mayokor